

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年6月9日 13時00分ごろ
発生場所	北海道積丹町神威岬北北東方沖 神威岬灯台から真方位020° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯43° 21.4′ 東経140° 21.5′）
事故の概要	遊漁船和王丸は、北北西進中、また、遊漁船RED DRAGONは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月11日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 和王丸、4.9トン 200-19851北海道、個人所有 B 遊漁船 RED DRAGON、5トン未満（長さ7.61m） 202-7096北海道、株式会社 MEGA TRUST
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型・特定
負傷者	A なし B なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部の手すり等に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人及び知人2人を乗せて、遊漁の目的で神威岬北東方沖に到着し、A船から離れた場所に、B船を含む遊漁船2隻を認めた後、約6ノットの対地速力で、進路を変えながら魚群探索を行っていた。 船長Aは、魚群探索中、知人から携帯電話に着信があったので応答し、その後、操舵室左舷側の窓から魚群探知機をのぞき込んでいた釣り客から「魚影がある」と話しかけられたので、魚群探知機を見ながら同釣り客と会話を始めた。 A船は、北北西進中、船長Aが、知人の1人が発した「前に船がいる」との叫び声を聞いて、機関を後進にかけたものの、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突し、衝突直後に停止した。 船長Aは、神威岬北東方沖に到着したとき、A船の他には、離れた場所に遊漁船2隻がいるのみだったので、その後も、A船の近くには他船がいると思わなかった。また、携帯電話に応答してから衝突するまで、前方を見ていなかったため、前路で漂泊中のB船に気付かなか

	<p>ったと本事故後に思った。</p> <p>A船は、0.5Mレンジとしたレーダーを起動中であったが、船長Aは、神威岬北東方沖に到着後、携帯電話に応答するまでの間、視界が良好だったのでレーダーを使用せず、目視のみで見張りを行っていた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で神威岬北北東方沖に到着し、船首を北北西方に向けて機関を停止し、漂泊して遊漁を始めた。</p> <p>船長Bは、釣り客の様子を見ながら周囲の見張りを行っていたところ、B船の東南東方1,000m付近にA船を認め、その後、A船がB船に向けて接近していることに気付いたが、同業のA船が釣果の情報を得ようとして接近しているのだろうと思い、漂泊を続けることにした。</p> <p>船長Bは、釣果がないので釣り場を移動しようと思い、釣り客に釣り竿^{さお}を片付けるように伝えて操舵室に入り、主機を始動して中立運転とした後、操舵室を離れ、釣り客の片付けが終わるのを待った。</p> <p>船長Bは、A船が、約30mの距離まで接近し、進路及び速力を変える様子がなかったので、衝突の危険を感じ、操舵室に急行して機関を前進にかけたものの、両船が衝突した。</p> <p>A船及びB船は、電子ホーンを装備していた。</p> <p>A船及びB船は、乗船者全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北北西進中、船長Aが、近くには他船がないと思い、着信があった携帯電話に応答した後、魚群探知機の画面を見ながら、釣り客と会話をし、同じ針路で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、神威岬北東方沖に到着したとき、A船から離れた場所にB船を含む遊漁船2隻のみを認めたことから、その後も、A船の近くには他船がないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、B船に接近するA船に気付いた際、A船は釣果の情報を得る目的で接近しているものと思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北西進中、B船が船首を北北西方に向けて漂泊中、船長Aが近くには他船がないと思い、魚群探知機の画面を見ながら、釣り客と会話をし、同じ針路で航行を続け、また、船長BがA船は釣果の情報を得る目的でB船に接近していると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、周囲に他船がないと思うことなく、見張りを適切に行い、操船に集中すること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漂泊中に他船が進路を変えずに接近してくる場合は、有効な音響等により自船の存在を知らせるとともに、自船の動作のみで他船との衝突を避けられるうちに避航を開始すること。 |
|--|---|